



「父が死去し事業を継承するため、兄が財産の殆どを相続し妹は200万円のみを相続する遺産分割協議にやむなく同意したが、会社は3億円の負債を抱えて倒産し銀行から妹の所に1億円の請求が…。会社借入金の連帯保証人に父がなっていて、妹はその立場も相続していた事を初めて知ったが、既に200万円を受け取っていた為に相続放棄も認められなかった…」という事例が「負の相続」として

実際に起きていると椎葉基史氏は警告します。(9/11週刊IT/リスト) 相続には①なにもせず3ヵ月過ぎたり遺産に何か手をつけると資産も負債も総て相続する単純承認②家裁に申請して何も相続しない相続放棄③相続人全員で家裁に申請し資産の範囲内で負債を引き継ぐ限定承認の3つがあるが②が年間20万件なのに③は千件程度。最小限の生保で現金を子に渡して自宅や自社株を残し事業承継や会社清算ができる③の手続きを！と椎葉氏は力説します。

後で驚く“限定承認”の手続きで負の相続 リスク回避



「来年度から上位の専門工事会社の主任技術者(主技)が下位の専門工事会社の業務範囲をカバーする事で、下位会社の主技の現場配置を不要にする仕組み(仮称=専門工事共同施工制度)を作る為の調査・検討に国交省が入る…」との記事が報じられました(9/6建設工業)。報道によると国交省はすでに今年6月の審議会で結論を出し、建設技術者の“働き方改革推進”の一つとして1億2700万円の予算を概算要求しています。建設業法第4章「施工

技術の確保」には、44の条文が設けられており26条(1)で工事を施工する際の主技の配置を義務づけ、違反者には100万円以下の罰金に処する(52条)と定めています。人口減と3K職場の状況下、国は来年から外国人を対象に最長5年間の就労を認める新たな在留資格=「特定技能(仮称)」の対象業種に建設業を入れようとしています。主技なしで現場の安全は確保できるのでしょうか？

孫請以下は『共同施工』の検討 主技不要? 始まる



10/1 から大分県最低賃金(地域別=建設業を含む)が、時間額762円に変わりました!

「住宅かし担保履行法」による最近6ヵ月間に引き渡した新築住宅の届出は10/22までです。